

情報通信審議会 郵政政策部会（第6回）議事録

1 日 時

平成26年2月13日(木) 17時00分～18時01分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、斎藤 聖美、
中山 弘子（以上4名）

(2) 臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、竹内 健蔵、山田 忠史（以上4名）

(3) 総務省

（情報流通行政局郵政行政部）

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（企画課長）、山碕 良志（郵便課長）、藤
野 克（貯金保険課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）、松岡 幸治（郵政行政
総合研究官）、渡部 祐太（郵便課課長補佐）

(4) 事務局

倉橋 誠（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

開 会

○村本部長 ただいまから情報通信審議会第6回郵政政策部会を開催いたします。

本日は委員、臨時委員9名中、1名遅れていらっしゃいますが、ただいまの時点で7名で定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。

議 題

論点整理について

○村本部長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日は3月の中間答申に向けて、事務局と論点整理をしたということでございますので、それをご議論いただくということでございます。

それでは、「中間答申に向けた論点整理」について、事務局からご説明をいただくということでございます。

○山崎郵便課長 資料6-1をご覧ください。それから別刷りで参考資料をお配りしております。資料6-1を中心に、随時参考資料を参照していただきながらご説明を申し上げます。

まず、資料6-1の目次でございますが、諮問事項が2つございまして、諮問事項1が「郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策」。諮問事項2が「郵便・信書便市場の活性化方策」でございます。諮問事項1につきましては、前々回の部会でご説明を差し上げたと承知しております。諮問事項2につきましては、前々回、事業者ヒアリングの後、前回ご議論をいただいたという経緯でございます。

1ページ目は、諮問事項1の「郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策」に関するものです。諮問した際に、将来にわたり郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務の履行の確保が図られるよう必要な方策を検討するに当たり、中間答申においては、まず郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法の基本的な考え方の整理を行うということでございましたので、今回はこの算定手法の基本的な考え方について、3つほど論点をまとめてございます。

2 ページをご覧ください。諮問事項 1-①、算定手法そのものでございます。論点の枠囲みのところでございますが、現行の郵政事業のユニバーサルサービスの範囲・水準の確保方策を検討するに当たり、大局的な判断材料を得るため、このユニバーサルサービス提供に係る収支を客観的、定量的に算定するということを目標に、今回、NAC法及びPA法によるコスト算定手法に対応できるようモデルを構築することとしてよいかということ掲げさせていただいております。

前々回ご説明があったかと思えますけれども、NAC法は赤字プロダクト、つまり赤字の地域ですとか、赤字のサービス提供をやめた場合の利益改善見込み額をコストとするという手法です。右下のPA法というのはサービス水準を変更した場合にどのぐらい利益が改善されるかということコストとみなすという手法でございまして、今回はこの2つの手法を併用するというでいかがかと考えております。

3 ページをご覧ください。補足でございますが、上の枠囲みのところでございますけれども、海外ではこのNAC法、PA法、あるいはNAC法とPA法を併用するということが、この郵便事業におけるコストの算定では主に行われているということでございます。

2つの手法以外の手法といたしまして、EP法・ベンチマーク法という手法を示しております。EP法は、他の事業者が新規参入することによって発生する損失額をコストとみなすという考え方。右側のベンチマーク法は、収入は考慮せずにサービス提供費用が一定水準を超えた部分についてコストとみなすという考え方でございます。

4 ページをご覧ください。これも補足でございますが、今申し上げました4つの手法の比較でございまして、上の枠囲みにありますとおり、赤字プロダクトの赤字額そのものに着目する場合にはNAC法が、またサービス水準を変更する場合、この変更に伴う利益改善の可能性に着目する場合はPA法が適していると考えられておりまして、これに基づきまして、この2つの方法を手法としてはどうかというものでございます。

③のEP法、④のベンチマーク法につきましては、それぞれ右側のところ、太字で書いてございますけれども、例えばEP法につきましては、新規参入事業者のサービス水準等を予測することが困難であるという点、ベンチマーク法については、水準を設定する際に恣意性が高いといったような短所が指摘されているところでございまして、今回はこの①のNAC法、②のPA法をモデル手法・算定手法としたいと考えておりますが、これでいかがかというものでございます。

5 ページ目から7 ページ目までは、現在の郵政事業のユニバーサルサービスの現状に

ついてです。5ページでは、そのサービス範囲について、6ページ目がサービス水準についてです。引受、料金、配達の別に、以前ご説明してある資料かと存じますが、改めて再掲しております。7ページ目が金融の部分でございまして、サービスというところに幾つか銀行、保険のサービス名称が書かれております。青塗りの「(*)印」がついたところが、この商品が金融分野のユニバーサルサービスの対象商品として現在定められているものでございます。

詳しいご説明はいたしません、これに関連するものとして、「参考資料」1ページ目から5ページ目までに、過去の経緯ですとか、外国のユニバーサルサービスの現状がありますので、もし必要がありましたら後ほどご参照ください。

続きまして、8ページ目の「諮問事項1-②」でございまして、この算定モデルをどのように構築するかということでございまして、事務局の整理としてはボトムアップモデルとしてはいかがかと考えております。一般論でございまして、ボトムアップモデルというのは、規制当局が構築する場合に多く用いられまして、トップダウンモデルというのは、サービスを提供する事業者が自らコストを申請するような場合に使われるというものでございます。

下の表の2段目でございますけれども、計算方法というところで、ボトムアップモデルというのは、需要から必要な作業量等を積み上げて計算する方法、トップダウンモデルというのは、全体にかかる費用を必要な区分に配賦するという方法でございます。それぞれメリット、デメリットがありますが、ボトムアップモデルというのは第三者による構築が容易であるとか検証性が高いといったメリットがございますので、これまでも規制当局によるモデルとして採用されることが多くなってございます。

9ページ目をご覧ください。このモデルを構築した上で、どのような条件に基づいて算定を行っていくかという主要な要件の考え方でございます。(1)の「主要な要件」というのが大きな条件、(2)の「算定方法」というのが少し細かい、ブレイクダウンした手法でございまして、まず「主要な要件」のところですが、地域単位としては、集配エリア約1,000単位で収支を算定できるものとするということにしております。これにつきましては、10ページをご覧ください。

今回のコスト算定は郵便サービスだけではなくて郵政事業でございまして、郵便サービスに加え、窓口業務についてもコストの算定を行うということになっております。この集配エリア単位で収支を算定するのは、集配エリアの図がございますけれども、郵

便局の中に郵便物の収集、配達を扱う郵便局と、窓口でお客様に対するサービスを提供する窓口郵便局の両方がございまして、集配エリアの中に複数の窓口郵便局が設けられて、きめ細かいサービスを提供されているということでございます。

前段の郵便サービスにつきましては、この集配業務自体が窓口郵便局を含めた複数郵便局をカバーする集配エリア単位で実施されていること、また窓口業務についても、窓口郵便局だけではなくて集配郵便局から営業の社員がエリア内を巡回するということが、通常、営業活動の方法としてとられておりますので、郵便サービス、郵便局窓口、両方の業務について、この集配エリア程度の地域単位で収支を算定することが適当であろうと考えておるものでございます。

9 ページ目に戻っていただきまして、「主要な要件」の2 段目でございます。収支算定の役務単位ですが、郵便についてはここにあります「第一種／第二種／第三種／第四種／年賀／特殊義務／国際通常／国際小包／EMS」の単位で、窓口業務につきましては、郵便・銀行・保険の単位で、それぞれ収支算定できるようなモデルをつくるということにしております。収支の算定範囲ですが、これはユニバーサルサービスに係る収支のみを算定するというので、会社が任意に提供しているサービスについては、これは行わないという範囲を定めたいと思っております。また、そのほか将来的な効率化については、予測困難なため考慮しない、あるいは現在のユニバーサルサービスの範囲・水準を所与のものとして算定を行うというものでございます。

算定方法につきましては、こちら資料に記載のとおりでございますので、もし何かございましたら後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上のような主要要件の考え方、それから算定方法の考え方に基づいて、コストの算定モデルを構築していきたいと考えておりますが、論点の枠囲みの2 つ目の○のところにありますとおり、今後具体的な算定作業を行っていくに当たりましては、日本郵便株式会社にヒアリングを行いまして、データの制約条件ですとか、あるいはこの算定に必要なデータの提出を求めて作業を進めていくということかどうかと考えてございます。

以上が「諮問事項1」に関してでございます。続きまして1 1 ページ目から「諮問事項2」ということで、「郵便・信書便市場の活性化方策」について、論点の整理をご説明したいと思っております。

前回の議論で「活性化」という言葉については、少しこの市場を捉える表現としてどうかというご意見がございました。諮問事項でございますので、その諮問事項の表現自

体は変えておりませんが、論点整理の中で前回いただいたご意見、ご指摘を踏まえて、少し反映させたものとしておりますので、ご説明させていただきたいと思います。

12ページ目が「諮問事項2-① 一般信書便事業の参入要件の明確化」でございます。これにつきましては、前回の会合でもご議論いただきましたけれども、参入要件が法令で具体的に規定されているという認識のもとで、既に明確なのではないかというご意見がありました。事業者の前々回のヒアリングでも、ここを明確化すべきだという点について具体的な要望は特に出されていなかったと認識しておりますので、現時点でさらに明確化すべき参入要件はないだろうと整理させていただいております。具体的な要件については「参考資料」の7ページ以降に法令の条文などがありますので、必要があればご参照ください。

一方で、前回の部会で委員の皆さんからご指摘をいただいた点につきまして、ここでは中長期的な課題と整理させていただいておりますけれども、委員の皆さんからのご指摘がこのように3点位にまとめられるのではないかと考えておりますので、ここでご説明させていただきたいと思います。

1つには、郵便・信書便市場を取り巻く環境として、ICTの普及であるとか、郵便の利用構造が非常に変わってきているということで、国民のニーズに沿った形で郵便のユニバーサルサービスについてもあり方を検討することが必要ではないか。それを踏まえて一般信書便事業のあり方も検討し、新規参入を促進していくことが必要ではないかというご指摘です。

また、この郵便のユニバーサルサービスのあり方を検討するという場合には、いろいろな視点があるだろうということで、時代の変化に対応した、効率的でコストのかからない方法という視点も必要であろうし、一方で、ある程度のコストはかけてでも国民のためにサービスを守らなければいけないというのがユニバーサルサービスであろうという視点もご指摘がございました。

さらに、ユニバーサルサービスの提供が義務づけられている事業者であります日本郵便株式会社に対しても、ユニバーサルサービスのあり方について積極的に提案していくことが求められるのではないかというようなご指摘もございました。以上が12ページ「2-①」でございます。

13ページは参考でございます、これは直接の諮問事項ではございません。前々回のヒアリングで事業者の方からご提案のありました①の「郵便法・信書便法の規制対象

のあり方」、これは規制の条件を信書という内容基準から、サイズ、外形基準に改めるべきではないかというご指摘でした。それから②の「送り主に対する罰則規定」は廃止すべきではないかというご指摘につきまして、前回の部会でもご提示、ご議論をいただきましたけれども、下の枠囲みの明朝体で書いてあるように、こういった点に留意した上で整理することによってよろしいかということ、改めて必要があれば今回の部会でもご議論いただけないかと思っております。

簡単にご紹介しますと、①の「郵便法・信書便法の規制対象のあり方」につきましては、諸外国の一部でも外形基準が定めているものは信書・書状の定義そのものではなくて、信書・書状のうち、郵便事業者が送達を独占する範囲についてであるということで、米国の例を書かれております。それから、現在の規制対象というのは、「①憲法で保障された通信の秘密の確保」、あるいは「②国民の基本的通信手段の確保」という観点から、文書による通信手段である信書を規制対象とするということとされております。一方で、文書の内容にかかわらず外形基準でこの通信の秘密の対象ですとか、基本的通信手段の対象を合理的に区別して規定することは困難であろうと。また、今は信書でないものというのは自由競争の中で運ばれているわけでございますけれども、それを「外形基準」により、日本郵便株式会社の独占に変えるということについては、市場の活性化にそもそもつながらないのではないかという点をここでは挙げさせていただいております。

②の「送り主に対する罰則規定の在り方」につきましては、無許可事業者というのは、そもそも送り主から依頼をされて送達を行う場合が大半である点、また、内容物が信書かどうかというのは、封をして差し出されておりますので事業者には分からないという点を、改めて指摘させていただいております。ヒアリングの中で米国の例が出まして、実務上罰則は科されていないということでもございましたけれども、逆に申し上げますと、法律上は罰則規定は送り主に対しても残されておまして、これによって制度の実効性が担保されていると考えてございます。我が国でも50年ほど前に1件ほど罰則を科した例がありますけれども、実務上は行政指導によって対処することで制度の適正な運用を行っており、これらの点について留意した上で整理をすることによってよいと考えております。

一方で、「論点」のゴシック体のところですがけれども、他方、こうしたご指摘があるということは、信書制度の適正な運用面の観点をもっと高めていくことが必要ではない

かということで、事業者あるいは利用者一般の皆さんに分かりやすい周知活動を業界と連携して推進していくことが必要ではないかということを書いております。

14ページをご覧ください。「2-② 特定信書便事業の業務の範囲の在り方」でございます。これも前々回のヒアリングで幾つか要望がございましたが、まず現在の業務範囲というのは、郵便のユニバーサルサービスに影響を与えない範囲で設定しているということです。もし業務範囲を変更するということであれば、これにどのような影響を与えるかということ、まず日本郵便株式会社と私ども総務省で具体的なデータに基づいて検証することが必要ではないかということを書いております。

その上で、ヒアリングでも具体的に要望、提案がありました1号役務の大きさの基準と3号役務の料金基準につきましては、事業者からの具体的な要望も考慮しながら、業務範囲を拡大することが可能かどうか検討していく必要があるのではないかとことごとでございます。事業者の具体的な要望は下に記載しておりますし、また参考資料にも幾つか特定信書便の要件について資料を添付しておりますので、ご参照ください。

最後、15ページでございます。「2-③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策」ということで、これについては、先ほど言及しましたとおり、活性化ということ自体そのものが非常に今の郵便・信書便市場を考えると難しいのではないかとご指摘が多々ございました。市場を活性化するという意味では、ICTや貯金・保険との連携ですとか、今までの事業領域をさらに広く捉えてサービスの多様化・高度化、新たな付加価値を生み出すことが事業者、日本郵便株式会社あるいは信書便、他の事業者に期待されるのではないかとご指摘がございました。

また、市場の活性化という意味では、単なる手紙文化の振興にとどまらず、手紙の持つ儀礼性、あるいは現物性といった意義をいかに見出していくかという観点での検討が、事業者であります日本郵便株式会社、あるいは信書便事業者の皆さんに期待されるのではないかとことごとでございます。この活性化方策については、なかなか難しいけれども、どういう点に着目して、事業者の皆さんに今後ビジネスを生み出していただくか、展開していただくかということについて、叱咤激励といいますか、そういうご意見があったと考えておりますので、ご説明させていただきました。

以上が事務局でご用意した論点整理でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○村本部長 ありがとうございます。諮問事項が2つありまして、2つについてそ

れぞれ論点整理をしていただきました。

区別する必要はないと思いますが、とりあえず論点整理1の、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策という形で、実際にコストを算定するという作業があるわけですが、ここについてももう少し改善すべきところがあるというようなことがございましたら、まずおっしゃっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

私から1点だけ。窓口業務に、従来の郵便だけではなくて、今度、銀行・保険業務も入るということになると、PA法のほうが当てはまりがよいという感じになりますか。

○山崎郵便課長 窓口業務は、どの商品、どのサービスを提供するかしないかということになります。郵便の場合ですと、配達の頻度ですとか、配達の数ですとか、サービス水準の変更という要素がかなり多くあるのではないかと思います。窓口業務のほうは、どちらかというところの商品を提供するかということですので、NAC法の手法に近いのではないかと考えております。

○藤野貯金保険課長 7ページをご覧くださいますと、金融のユニバーサルサービスの内容を掲げさせていただいておりますけれども、これらのサービスの各々の提供の仕方というのを特に細かく規定してはおりません。法令上決まっていますのは、この全般の金融サービスのうちの、「(*)印」のついているものを提供しなさいということですので、サービスの水準を上げる下げるというよりは、このサービスを入れたらどうなるかとかという感じになるのではないかと思います。

○村本部長 何かございますか。はい、どうぞ。お願いします。

○山田臨時委員 NAC法は点推定で、PA法は区間推定されるのでしょうか。NAC法は、サービスをやめた場合にどうなるかですから、点で推定できます。PA法のほうはサービス水準の変動に伴って、4ページにあるとおり、事業者行動やユーザー側の行動を仮定して計算する必要があるため、その仮定によって計算結果が変わりますから、幾らか幅を持たせて計算すると仮定すると、区間推定ということになります。すなわち、NAC法は点推定、PA法は区間推定されるのでしょうか。

○松岡郵政行政総合研究官 お答えします。基本的には、先生のご指摘のとおりで、NAC法は点的に、赤字額がこれと出ますが、PA法のほうは理論的には幅で区間的に出てくるということになります。ただ、そうすると収支の値を決められないので、区間の中から、例えば5%何かを減らしたとか、配達を6日から5日とかといったりして、点的なところをとってデータをとるという形でアウトプットが出てくるという形になります。

すので、本質的にはおっしゃるとおり区間推定という形になります。

○村本部長 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○竹内臨時委員 論点のこの記述等については全然異論はないのですが、NAC法にしるPA法にしる2ページのグラフでは、縦軸の「収支」というのは多分上に上がれば上がるほど黒字の絶対額が増えていって、下に行けば行くほど赤字の絶対額が増えるということなのだと思います。これは分かりやすいんですが、横軸がよく分からないですね。横軸の「プロダクト（地域・サービス）」というのは、何かサービスの量を取り出しているのか、それとも地域なのか。座標の大きさが分からないのです。どうしてそれが大事かという、例えばNAC法で見ると、やめた部分の赤字額が三角形の面積になっているんですね。収支曲線というのは、単にあるサービスを供給したときに、どれだけの黒字・赤字が出るかだったら縦軸の距離になるはずなんです。それが面積になっている。経済学で言うと、要は限界的な曲線になっていなければ、こういう面積の部分が絶対額にならないので、混乱をしてしまうものですから、今はこれでいいのかもしれないんですが、文章化するときには、この横軸が一体どういうことを表すのかを明確に書いておかないと、読む側が分からなくなってしまいます。今お答えがあってもいいですし、もう少しそれを細かく検討してやるならばそれでいいと思うんですが、以上、コメントでございます。

○村本部長 特にありますか。

○松岡郵政行政総合研究官 お尋ねへのお答えになるかどうか分かりませんが、横軸の「プロダクト（地域・サービス）」は、イメージ的には、横に赤字の地域から1つずつ、この地域、地域、地域といった並べ方、あるいは役務という並べ方をしていくというイメージになります。ただ、このグラフを先生の仰るような理論的な形で整理をしようとする、プロダクトのところに出てくるのは赤字地域のプロダクトの生産をあらわしています。販売量を考慮した形で、赤字のどこそこ地域で幾らのプロダクト、黒字のどこそこ地域で幾らのプロダクトというのが横幅で出てきます。これを積分して、収支曲線のほうはそれを商品1単位に微分したものがその収支曲線という形で出てくるということで、それを積分して収支額を出すというふうに、理論的にはそういった形になるとは思いますが、ちょっとその辺のイメージをなかなか分かりやすく書けないため、こういうふうにしております。理論的にはそういうことになります。

○村本部長 今の段階では、どのような計算方法をやるかという基本的な考え方

を整理しているという段階ですので、アウトプットが出てきた段階でもうちょっと深めた議論になると思いますが、今の段階ではこういうやり方というのをやっていただかないと議論が進みませんので、そういう形でお願いします。

○井手部会長代理　　ちょっといいですか。

○村本部会長　　お願いします。

○井手部会長代理　　このユニバーサルサービス、普通はPA法とNAC法という、アメリカとかイギリスでもPA法でやられましたけれども、今回郵便だけではなくて、銀行・保険があるわけですけれども、ちょっと疑問に思うのは、手数料が減るというだけの話でいいのかなと。当然、銀行・保険というのは郵便局が無くなったときに手数料収入が減るという考え方ですけれども、預金残高も基本的にどんどん減ってしまいますよね。手数料だけじゃなくて残高が減るということを、こういうときにどう評価するのかなというのがちょっと1つ分からない。

それからもう1点ですけれども、この諮問事項に文句を言うつもりはないのですけれども、ユニバーサルサービスコストを計算して、ではユニバーサルサービスを確保するための策はどうするのですかということ、これは以前からずっと言われていることなので、今回は郵便・銀行・保険があるのですけれども、ここでユニバーサルサービスコストが何百億円になりました、これからどうするのですかといっても、もうそんなに手段はないわけですよね。それでは、銀行・保険に基金をつくって、銀行にお金を出せと言っても出すわけがない。確保策を考えないでコストだけ算定するというのは、何かそのためにはための計算だけに終わってしまうような気がします。ですから、何百億円か分かりませんがユニバーサルコストが出たときにどうするかというの、あわせて考えておかないと、ただの計量経済学的事項に終わってしまうのではないかなと思います。以上です。

○村本部会長　　多分、この段階ではあまり事務局もアイデアはないかもしれない。何かあればおっしゃってください。

○今林郵政行政部長　　色々と考えていく中で、ということしかないと思うのですが、さはさりながら、今、井手先生がご指摘のとおり、外からお金を持ってきてというよりは、自助努力なり、あるいは構造そのものを変えていく、あるいは市場と捉えているところを、先生方からもご指摘がありましたけれども、広く捉えて、他の市場も含めた行動に改めないと、この構造からは抜け出せないのではないかなというようなことは1つあるの

だと思います。

例えば、構造の変化というのは、今回は先生方にご容赦いただいて、現在のコスト構造といえますか、行動原理で全て計算をさせていただくことになろうかと思えます。そうしないと、データが集まりませんので。ですから、決算が終わったら、その決算を前提としてユニバーサルサービスコストを出すと。しかし、それが本当に正しい行動なのかというのが問題なわけです。先生方からももっと効率的なやり方もあるのではないかと。人件費だけではなくて、サービスの運営の方法、提供の仕方、色々あるのだと思えます。しかし、今回は、現在の行動を前提としてユニバーサルサービスコストを出すとということになりますが、ユニバーサルサービスを確保するのに人からお金を貰ってきてこれを賄いましょうというだけではなくて、その賄い方そのものも考えないといけないのではないかとということを出していただく意味は大いにあるのではないかと考えます。

それからもう1つは、やはりユニバーサルサービスの提供には、コストがかかっているのだということを、国民利用者の皆様にも分かっていただかないといけないのだろうと思えます。ある意味、ユニバーサルサービスというのはみんなで部分負担している。部分的には、都会で田舎の部分を負担している部分もあるでしょうし、田舎にもブランドでご提供する、そういうサービスだからこそご利用いただくという側面もあろうかと思えますので、そういう意味ではユニバーサルサービスコストを国民の皆様にもご提示して、こういうコストを今の段階では皆さんで負担していただいているのですよということをご理解いただくという必要があるんだと思えます。ですから、法律上は改正郵政民営化法で金融サービスも加わりましたということで、これは国民の代表に決めていただいたことですので、それでそういうことで成り立っているわけではありますけれども、国民の皆様にも現状を見ていただくというためにも、よく中身をお示ししていくという義務が私どもにはあるのではないかなというのが今回の諮問の背景にもあるわけでございます。

○藤野貯金保険課長　銀行と保険の業務の関係ですけれども、先生のご指摘のとおり、例えば銀行業務といった場合には残高、あるいは運用をどうするか、トータルで考えなければ、これはもう銀行業務の成り立ちというのは把握できないとは思いますが、今回諮問させていただいている事項は、そういった銀行業務全体ではなくて、その中でも特定のユニバーサルサービスの業務だけ、しかも日本郵便株式会社が実際担っている窓口のところ、これが具体的に法律で責務として課されているところですので、そ

ここに絞って、最低限そこを維持するのにどれだけコストがかかっているかというので、そこを着目した検討をお願いしていることだと思います。そういった意味ではご指摘のとおり、銀行業務全体をどう回していくのかということまで至っておりませんが、今回はそういった法律の求められている責務の事項をどのように維持するかということをご議論いただいているということでご理解いただけたらと思います。

○村本部長　　ということで、多分次のステップに行くために必要な、我々が求めているデータがないと議論ができないということもありますので。おそらく専門的に言えば、多分範囲の経済性が働くとかいろいろな問題がありまして、従来に比べて活性化するんだとかいう議論ができるのではないかと思いますけれども。あるいは、そうだからこそ逆に言えば、井手先生が言われたように、基金が必要なんだとか、あるいは補助金は出さなければいけないとか色々な議論ができるのだらうと思いますが、それは次の課題ということで、この問題は整理しておいていいのではないかなと思いますので、とりあえず作業を進めていただきたいというのが、この段階の諮問事項に対する答えではないかと思います。

中心は、実は3月の中間答申でまとめなければいけないのが、第2番目の諮問事項にございまして、「郵便・信書便市場の活性化方策」というところで、前回もご議論いただいたところですが、この部分についてぜひ議論の深掘りをお願いしたいと思いますので、これまた自由にご発言をお願いしたいと思います。

私から1つだけ。12ページのところで、「中長期的な課題」の2番目の○のところ、「利用者の利便性は確保する必要があるが、他方、コストをかけても国民のために守らなければいけないという側面もある」とあります。この二面性というのは、今どういうふうに理解をして進めていくことになりますかね。つまり効率的な話と、それからコストをかける話というのは二律背反だから矛盾しますよということなのか、あるいはそれは調和するのかという話なんです。どっちに力点を置いて理解しておけばいいと考えられますか。

○山崎郵便課長　　視点自体は二律背反なんですけれども、矛盾したままでは解がありませんので、どこで着地点を見出すかと、バランスをどこでとるかということ全体を視点として持っていく必要があるだろうという観点でここでは書かせていただいております。

○村本部長　　アンビバレントではあるけれども、何かハーモナイズしたいと、そんな

ようなニュアンスを含めているということですかね。

○山碕郵便課長 はい。

○村本部長 いかがでしょうか。中山先生、この前いらっしゃらなかったからぜひ。

○中山委員 私は、この諮問事項については中長期的な課題というところをしっかりと言わないと、通常、一般の人が理解しにくいと思います。今までの延長上のユニバーサルサービスというものが、本当に求められているのか。そうではなくて、国民が求めているユニバーサルサービスの内容は、変わってきているのではないかという疑問もあり、皆さんのうまく胸にすんと落ちてこないのではないかなと思います。この諮問事項への答えとして、この中長期的な課題というのをどう位置づけて、今後処理をしていくのでしょうか。

○山碕郵便課長 3月、今年度中に中間答申をいただくということが、規制改革会議との関係で一部の事項については決められておりますので、それについてはそのスケジュールに則って、前段のところでは書かせていただいております。この諮問事項については、少なくとも来年の夏ぐらいまで議論をいただいて、最終的な答申にまとめるということになっておりますので、その段階でこの中長期的な課題をいただいたご指摘についてどこまで審議いただけるのかというのは、私どももまだ確たるものは持っておるわけではございません。しかし、委員のご指摘がありましたとおり、ここではICTの普及ですとか、利用構造の変化とか全然環境が変わってきておりますので、そういったことを踏まえて、最終的には国民、利用者の皆さんが何を求めていらっしゃるかということ踏まえた上で、この検討をしていく必要があるのではないかとということで、ここでは書いてございます。ちょっとまだどこまでどういう場で、どういうスキームでということまで煮詰まってははいないのは申しわけないのですけれども、そのように、まさに中長期的な課題ということで今後の審議の中で進めていただければと思っております。

○今林郵政行政部長 先ほど一部言及させていただきましたけれども、一昨年4月に国会で成立をして10月に施行されました改正郵政民営化法ですが、これは国民の代表である方々にお決めいただいた法律ですので、これが国民のご意思だろうというふうに、行政としては受けとめて、そのもとで政策を推進するという立場でございます。必ずしも、その場で全ての国民のご意思が酌み取られて、今の郵便ってどうなのかと本当に考えられて決められたわけではなからうと思いますし、郵政民営化をめぐるまは、この10年いろいろと揺れてまいりましたので、どちらかといいますと行政も後手に回っ

て、本来コスト構造なんていうのはこういうご議論をいただく場に、こういうコストですけれどもどうでしょうか。今、中山先生がおっしゃったように、郵便の状況はこうですけれども、どこまで必要なのでしょうかというお問い合わせもさせていただいてお決めいただければよかったですけれども、必ずしもそのような対応は行政としてはできていなかったのではあるかと思えます。ですから、改めて法律として金融サービスも郵便だけではなくて銀行、保険の窓口サービスも法律の中にも含まれたというこの機会を捉えて、改めてやっぱり考えてみる必要があるのではないかとということで、ゼロからの改めてのスタートではございますが考えてみようということになったわけでございます。

ですから、国会でお決めいただいたのに、それを全部ゼロから、2年前に決まったものを私どもとしてひっくり返そうということはちょっとできかねますけれども、しかし多くの先生、中山委員からもご指摘いただいたとおり、もう一度考えるという機会は必要なのではないかという投げかけは、ぜひ答申なりに盛り込んでいただいて、これから利用者の皆様と一緒に考える機会を持っていくということが大事なのではないかと思えます。その際に、ぜひ事業者の皆さんだけではなくて、事業者の皆さんはもちろんですけれども、一般のご利用者の方に投げかけるような機会、ご意見をいただくような機会も要るのではないかと思えます。

この審議会のご答申をいただきますと、私どもはそれをパブリックコメントという形で世の中に投げかけさせていただくこともできます。今回この諮問が不明確であって答えることもないのではないかとというようなお答えもいただいたのですけれども、それはそれとして、こういう投げかけを審議会でもいただきましたということで、ご答申に対して、これでどうでしょうかということ、改めて国民の皆さんにお示しして、そこでいただくご意見も踏まえて次のステップに入っていくというようなことがよろしいのではないかと思えます。

○中山委員 分かりました。

○村本部長 ありがとうございます。おそらくこれで終わりという話ではありませんので、引き続きということになるかと思えますけれども。

では竹内先生、どうぞ。

○竹内臨時委員 同じく「中長期的な課題」の3番目の「日本郵便株式会社は・・・」というところです。もちろんこれは日本郵便株式会社さんが実際に今、ユニバーサルサ

ービスを提供していらっしゃるから積極的な提案をしていることは必要だと。それはもちろんそうだと思いますけれども、ただ中長期的に考えると、他の参入を希望する会社さんが積極的に提案できることも大事だと私は思っています、そのためには、先ほど議論にあったユニバーサルサービスのコストの算定が大事になってくると思うんですね。あそこで出てきましたとおりで、要するに感度分析がやりやすいと。ボトムアップでやっていくと。ですからそういうときに、今現在やっているユニバーサルサービスでこれだけのコストがかかっているけれども、このうちこのサービスをちょっと緩くすると、これをやめたらこれだけコストが減りますよという情報がかなり細かく出してあげれば、きっと参入したい業者さんが、それならやってもいいかなというように、手が挙がりやすくなる可能性もあると思うわけです。

となると、やはりここでこういうお答えをしていくときには、そのユニバーサルサービスのコストの感度分析によるさまざまなケースを、細かくやっぱり参入希望者に提示して、その判断の参考にしてもらうことが大事だと思うのです。そういう意味からいうと、やはり日本郵便株式会社さんだけではなくて同業他社の方が、この部分を緩くしてくれたらうちはやりますよと、そう言ってもらえるような形にユニバーサルサービスのコスト算定を使っていく必要があるのではないかと思うので、そこを少し気をつけてやっていただければありがたいと考えております。以上です。

○村本部長 ありがとうございます。確かに新規参入を前提とするのであれば、そういうことを考えなければいけないことになりますね。

及川委員、何かご意見がありましたらお願いいたします。

○及川臨時委員 すみません。もう少し考えさせていただきます。

○村本部長 はい、分かりました。

あと他にいかがでしょうか。またゼミみたいで恐縮なんですけれども、お1人ずつコメントをいただければと思います。じゃあ、山田委員、よろしくお願いいたします。

○山田臨時委員 今、竹内先生がおっしゃったことについてですが、前回のときに申し上げたのですけれども、どこの条件を緩和することができるかを考えますと、速度とか頻度とかに限定されると思います。と申しますのは、これも前回申し上げましたけれども、もともとユニバーサルサービスというものは、郵便であろうと何であろうと、あまねく公平に提供すべきサービスで、国民にとってなくてはならないという位置づけですから、要件は基本的に厳しいものだからです。これからいろいろ計算される中で、条件

を緩めるということも考えられるでしょうけれども、それは非常に限られた項目になる
とっております。

○村本部長 ありがとうございます。関口先生、お願いします。

○関口臨時委員 この12ページの「一般信書便事業の参入要件の明確化」のところで
すけれども、初めの論点のところ、基本的にこれで、現状この一般信書便事業につい
ての規定が非常に厳格ではっきりと書かれているということを示していますので、その
点ではこの審議会としても、規定を現時点では緩める意思はないのだということの表明
なんです。それと中長期的な課題とがどこまで整合的かと考えると、「中長期的な課
題」の2番目の○の書きぶりは、実は将来的にはそこは見直す可能性はないわけでは
ない。例えばICT利用ということを考えていくと、特定信書便事業は3号役務などの
ように、例えばレタックスでやっているように、途中はeメールで代替しておいて、最
後は紙に戻してあげるだとかというサービスを、一般信書便としても可能にしていくよ
うなことは考えていいのかもしれないという書きぶりであります。そうすると、現状と
中長期的なところとの間に少しギャップがあって、そのつなぎ目が矛盾がないように
将来展望については少し慎重な書きぶりをしていかないといけないかなという気はいた
しておるんですね。どういう形でそのコストを下げっていく努力をするかといったときに、
現状のこの明快な規定の中でできることがどこまであるかということをもう少し検討し
て、将来展望につなげていくと整合的になるかなという気はいたしております。以上で
す。

○村本部長 ありがとうございます。確かにあまりギャップがないようにしないとい
けないと思いますね。

中山先生、お願いします。

○中山委員 私は、一般信書便の現状と規制のあり方等に違和感を感じています。また、
一般信書便事業の参入要件の明確化については、もう具体的に規定をされていますし、
それで参入要件云々といってもと思います。国民が求めているところは違う形でユニ
バーサルサービスをつくっていくということのほうが求められているのではないかとい
うようにも感じます。私は、中長期的な課題になると思うのですけれども、そういった
ことをはっきり書いておいていただくほうがいいかなと思いつつ、整合性を保つとい
う意味では、ここで答申をしていく中身とのギャップがあり過ぎるのはまずいのだろうな
とも思っています。

○村本部長 難しいところですね。

井手先生、お願いします。

○井手部長代理 諮問されているのが参入要件の明確化ということなので、私はその12ページに書いている最初の書きぶりで賛成です。その上で、ここに中長期的な課題と書かれていますけれども、その後の検討課題として総務省やこの郵政政策部会で検討するというのであればいいのですけれども、参入要件を緩和するということについて、やっぱり慎重に議論しないといけない。中長期的な課題として書くのは簡単ですけれども、これを今後の課題として本当に検討するのであれば、より踏み込んで参入要件の緩和とユニバーサルサービスの点について、今後検討するということを明記する必要があると思います。今のところはそれだけです。

○村本部長 ありがとうございます。斎藤先生、お願いします。

○斎藤委員 今日は遅れて申し訳ありませんでした。前回申し上げた考え方とほとんど変わっていないのですけれども、要件としてはもう決まっている、それで新規参入がなければそれはそれで仕方がない、現実であるというふうに割り切るしかないのかなと考えております。

それから中長期的に考えたときにICTを利用すべきと申し上げておりますが、これは言うは易く行うは難しで、実際にどういうものが考えられるのか少し、考えました。私の会社は、証券会社ですが、今まで人間が売り買いしていたのを、電子取引で、システムにやらせるようにして省力化いたしました。機械ができるものは機械に任せて人間はやらないというのが文明なのだろうと私は思っております。郵便というと紙が前提になっていますが、紙でやる必要性は決してないと思います。例えば請求書や領収書は郵便で送られなくなってきました。そのために郵便は減ってきています。それであるならば、それを逆手にとって、非常に強固なシステムをつくって、領収書や請求書を一度そのシステムに投げて、送ってもらう。受け取った先がそれをダウンロードしたときには、これは日本郵便株式会社のお墨つきのものですよというちゃんとベリファイできるようなシステムにしてしまう。そうすれば、信頼度が非常に高く紙に取って代わる便利なツールになるだろうと思います。今までは紙をどうやって運ぶかという発想でしたけれども、それを全く変えてしまうことは中長期的には非常に重要なことなのだろうと思います。今までの行動にこだわって、あるいはそれを捨て切れずに考えていくと将来の発展はないのではないかと思っております。

ICTを利用したらいろいろなやり方がある、紙から離れて活動していくということであれば、あまりコストをかけずに面白いサービスができるのではないかと考えております。ぜひそういう方向に動いて、新規参入者と切磋琢磨して新しいサービスを創造していくような形になればいいなと思っております。以上です。

○村本部長 ありがとうございます。

竹内先生、何かありますか。

○竹内臨時委員 諮問に対するお答えにはなっていないので、今から申し上げることは本当に私の単なる感想です。また別の言い方をすれば、かなり長期的な、超長期的なものかもしれません。本来、私そもそも疑問に思うのは、むしろ専門家ではないからこんな暴論を吐けるのだとも思うのですけれども、信書って何だろうって、考えていくと全然分からなくなってくるのですよ。信書とは何かと言えば、哲学論争といいますか、それをやらないと何か分からない気がしております、送り手の意志が何ちゃらかんちゃらとか言われていて、そのために送り手がこうだから罰則が科されるとかありますけれども、結局送り手も受け手も主観的な判断しかできないのであって、何か線を引いて処罰されるって、何かナンセンスな気がしています。またそれを逆に外形で定めて、何センチとか何グラムとか、それ以上・以下で、信書である・ないと判断する。これも率直に言えば非常にナンセンスだという気が個人的にはしているのです。

ですから何も外国でそうやっているからということについては、参考にはしていないのでしょうけれども、別にそれにこだわる必要もなく、日本がオリジナルなモデルを作って、信書というものはこういうものだともっとはっきり分かるようにできれば良いが、と思っています。個人的には、親展というのがありますよね。親展であるかないかぐらいで、何か封筒のところにちゃんと判こが押してあるかないかとか、その位の判断でもいいのではないかと考えているのです。実際にはそう簡単にいくものでもないのだと思うのですけれどもね。ただ、今申し上げたことは、かなり無茶苦茶な話もしているので、無視してもらっていいのですけれども、ただもう少し信書とは何かというところを根本的に問い直すといいますか、そういうチャンスがどこかにあればいいと思っています。でないと、この話はずっと今後も続いていくのではないかという気がしていますので、こういった単なる感想をお話いたしました。以上です。

○村本部長 ありがとうございます。

最後になってしまいそうなので、もし及川委員、何かございましたら。何でも結構で

ございます。

○及川臨時委員 ICTの普及とかっておっしゃいますけれども、中長期的というか、地方では本当に高齢社会になっておりまして、この機械化だけではどうにもならない、やっぱり今でもまだ会議でも何でも全て紙媒体ですので、都会ではそれはいいかもしれませんが、岩手の山奥のほうではこれは大変なことだなと思っております。ただ、20年、30年経っていけば、多分若い人たちは大丈夫だろうとは思いますが、やっぱりある程度のコストをかけてでも、このユニバーサルサービスというところで守っていただきたいなと思っております。以上です。

○村本部長 ありがとうございます。大体伺いましたが、特定信書便関係は何かご発言ございますでしょうか。ここに書いた感じかなと思っておりますけれども。

それからもう1つの全体の活性化方策ということも、もし追加的にご発言があれば、お願いいたします。

この場ではもうないということであれば、事務局のほうにご自由に、後からでも結構ですのでご意見をお出しただいて、3月の次回の会合で答申の形にまとめるということになります。まだ少し時間がありますので、ぜひお寄せいただければと思います。

特に何かあれば、事務局のほうに個別にご意見をお寄せいただければ反映できると思っておりますので、次回の会合で中間答申という形の文書を作って、規制改革会議に答えを出さなければいけないので、そういう作業に入っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

閉 会

○村本部長 それでは、事務局で特にご意見がなければ、今日の会合はこれで終了ということにいたします。次回は3月12日の17時からということで、よろしくお願ひしたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。